

台風時等における授業実施について

1 始業前に暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合

(1) 午前7時現在、暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合は、児童を午前11時まで自宅待機させてください。また、当日の給食は実施いたしません。

(2) 午前11時までに、暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報が解除されている場合は、ご家庭で昼食を済ませ、その日の授業の準備をして、学校へ午後1時までに着くように児童生徒を登校させてください。

※ なお、児童が登校するに当たっては、安全確認を十分行い、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等について、危険が予測される場合は、決して無理をせず、当日の登校をやめるなどの措置を講じてください。

(3) 午前11時現在、引き続き暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表されている場合、当日の授業は中止します。

2 始業後に暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発表された場合

(1) 通学路の安全が確認されたときは、教職員等の引率又は見守りのもと集団で下校させます。

(2) 台風の中心位置、進行方向、速度、警報発表時の気象状況及び地域の道路、河川等の浸水の状況から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童については、

保護者の方と緊密な連絡を取りながら、学校で待機させます。

なお、保護者の方に来校を願い、直接引き渡すという方法をとることもあります。

3 特別警報が発表された場合

重大な災害の起こる恐れが著しく大きい特別警報(大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報)については、前記1及び2のとおり対応します。

4 その他

- (1) 暴風警報(暴風雪警報)、台風接近に伴う大雨警報の地域的差異、学校の置かれている諸条件からみて、前記によることが学校運営上著しく適当でない場合には、1及び2にかかわらず、中学校区で相談し、その都度、適切な措置を講じていくことがあります。
- (2) 大雨警報、洪水警報が発令された場合も、その都度、前記1及び2に準じて、措置を講じる場合があります。
- (3) 記録的短時間大雨情報が発表された場合は原則、学校に待機させます。保護者の方に来校を願い、直接引き渡すという方法をとることもあります。
- (4) 緊急時には、できる限りメールを配信させていただきます。なお、電話等、通信不能になる場合もありますのでご了承ください。